



2023年5月18日

各 位

メルコグループ

上場会社名	株式会社メルコホールディングス
代表者	代表取締役社長 牧 寛之
(コード番号)	6676)
問合せ先責任者	IR部長 瀬瀬 保一
(TEL)	03-4213-1122)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月18日開催の取締役会において、下記のとおり、2023年6月26日に開催予定の第37期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、監査・監督機能の強化及び意思決定の迅速化の観点から監査等委員会設置会社に移行することとしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものいたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3. 定款変更の時期

定款変更のための株主総会開催日：2023年6月26日

定款変更の効力発生日：2023年6月26日

以 上

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の取締役は15名以内とする。 (新設)	第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は15名以内とする。 <u>(2) 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第19条 (新設) 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>(2) 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u>	第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> <u>(2) (現行どおり)</u> <u>(3) (現行どおり)</u>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第20条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする (新設)	第20条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>(2) 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	<u>(4) 会社法第329条第3項に基づき選任され</u>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(代表取締役)
第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

(役付取締役)
第22条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)
第24条 取締役会の招集通知は、取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

(取締役会の決議の省略)
第25条 当社は、会社法第370条の要件を満たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)
第26条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)
第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第28条～第29条 (条文省略)

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)
第30条 当社の監査役は5名以内とする。

た補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)
第21条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)
第22条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)
第24条 取締役会の招集通知は、取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)
第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)
第26条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会運営規程)
第27条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会運営規程による。

(取締役の報酬等)
第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第29条～第30条 (現行どおり)

(削除)

(削除)

(監査役の選任)
第31条 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(削除)

(監査役の任期)
第32条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(削除)

(常勤の監査役)
第33条 当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(削除)

(監査役会の招集通知)
第34条 当社の監査役会の招集通知は、監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(削除)

(監査役会規程)
第35条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(削除)

(監査役の報酬等)
第36条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(削除)

(監査役の責任免除)
第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(削除)

(監査役の責任限定契約)
第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(削除)

(新設)

(新設)

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)
第31条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第33条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>当会社は、第37期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	--